**（別　紙　１）**

平成　　年　　月　　日

　国立大学法人名古屋工業大学長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

施　設　使　用　申　請　書

下記のとおり貴学施設を使用したく，申請します。

記

１　使用目的

２　使用期間

３　使用しようとする施設及び備品の名称

４　使用人員数及び構成員の職業または身分

５　使用責任者

６　支払者（申請者と貸付料支払者が別の場合は記入）

７　添付書類（パンフレット，行政機関等より試験業務の委託を示す書類等）

**（別　紙　２）**

　　　名工大 財4第　　　号

平成　　年　　月　　日

　　　申　請　者　　　　殿

国立大学法人名古屋工業大学長

施 設 使 用 許 可 書

　平成　　年　　月　　日付けで申請のあった施設使用について，下記の条件を付して許可します。

記

　１ 使用施設の所在地　 名古屋市昭和区御器所町　○○号棟　○○教室

　２ 使用期間　　平成　　年　月　　日（　）　　：　　～　　：

　３ 行事名称・内 容

　４ 参加人員

　５ 使用責任者

　６ 貸付料　　　　　　円（うち消費税等相当額　　　 円）を請求書により，指定期日までに納付して下さい。（期日：平成　　年　　月　　日）

　　なお，期日までに支払いが行われなかった場合は，使用許可を取り消すものとします。

　７ 使用条件　　別紙「施設使用許可の条件」を厳守すること。

　８ その他　　使用の際は，この許可書を携帯してください。

施設使用許可の条件について

（許可条件）

１．建物，施設，設備等を故意又は過失によって滅失又は毀損した場合は，本学の指示に従ってすみやかに修理するか或いは認定した金額を賠償しなければならない。

２．使用のために発生した一切の災害について，使用責任者はすべての責めを負わなければならない。

３．次の場合は既に使用許可したものであっても取消し又は中止を命ずる。

　イ　行事内容が本学に不適当であることが判明したとき。

　ロ　施設管理上支障があると認められたとき。

　ハ　使用許可した施設を目的以外の用に供したとき。

　ニ　使用許可の条件に違反したと認めるとき。

　　なお，取消し又は使用中止の命令を受けたため，使用者が被害を被る場合があっても本学はその損害賠償の責は一切負わない。

４．前項により取消し又は中止を命じた場合は，既納の貸付料は返還しない。

５．使用者の都合により，使用日時の変更又は取消しをする場合は，使用しようとする２週間前までに届け出なければならない。

６．前項による変更又は取消しの期間を過ぎた場合は変更できない。また，既納の貸付料は返還しない。

７．施設管理上必要と認めたときは，本学担当者は随時施設に立ち入り，必要な指示をするものとし，使用者はその指示に従わなければならない。

（一般的な注意事項）

１．火気の取締まりは特に厳重にし，適当な監視人を配置し，火災の予防に対する万全の措置を講ずること。

２．原則として構内は一部の指定場所を除いて全て禁煙（歩行も含め。）である。

３．省エネルギーに十分心がけること。

４．使用施設等は常に清潔を保つよう心がけること。

５．許可を受けた範囲以外の箇所に出入りしないこと。

６．使用後は十分に清掃を行い，出したゴミは必ず持ち帰ること。

７．大学構内へは，原則として車輌の入構を禁止する。

８．本学の講義，実技および課外活動等に支障のない様十分注意を払うこと**。**

９．その他細部の事項に関しては，その都度本学担当者の指示に従うものとする。

**（別　紙　３）**

貸　付　料　算　定　基　準

　本学の資産を使用許可する場合の貸付料（消費税等相当額を含まないものとする。以下同じ。）の算定については，本算定基準によるものとする。

第１　土地の貸付料

　　１　当該使用許可を行おうとする財産の近隣地域内に所在する，相手方の利用目的と類似している用途に供されている賃貸取引事例又は民間精通者の意見価格等により算定する。

　　２　使用許可期間の初日の直近における相続税評価額（使用許可期間の初日が９月以降であるものはその年の相続税評価額。）

第２　電柱の設置に係る土地の貸付料

第１の規定にかかわらず，電気通信事業法及び同施行令によるものとする。

第３　建物の貸付料

　　当該使用許可を行おうとする財産の近隣地域内に所在する，相手方の利用目的と類似

している用途に供されている賃貸取引事例又は民間精通者の意見価格等により算定する。

第４　土地又は建物以外のものの貸付料

　　実情に応じて貸付料を定めるものとする。

第５　年間貸付料の調整

　　年間使用許可の更新に際し，算出した貸付料が前年次貸付料を超える場合及び満たな

い場合は次のとおり調整する。

　１　前年次貸付料の1.05倍を超えるときは，前年次貸付料の1.05倍の額をもって当該年次の貸付料とする。

　２　前年次貸付料の8割に満たないときは，前年次貸付料の8割の額をもって当該年次の貸付料とする。

第６　算定基準の特例

　　本算定基準により貸付料を算定することが著しく実情に沿わないと認められる場合に

は，別に貸付料を定めることができる。

第７　価格改定の時期

　　物価上昇数及び減価償却資産の残存割合に応じて，適宜資産価値を見直すものとする。